# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長　殿 |
| 【提出日】 | 平成27年８月７日提出 |
| 【発行者名】 | 株式会社ＧＣＩアセット・マネジメント |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　末永　孝彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区西神田三丁目8番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 小島　新吾 |
| 【電話番号】 | 03－3556－5540 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | GCIエンダウメントファンド（成長型）<br>GCIエンダウメントファンド（安定型） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | (1) 当初申込期間（平成27年8月25日から平成27年9月24日まで）<br>各ファンドにつき100億円を上限とします。<br>(2) 継続申込期間（平成27年9月25日から平成28年12月21日まで）<br>各ファンドにつき15兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】
GCIエンダウメントファンド（成長型）
GCIエンダウメントファンド（安定型）
（以上を総称して「当ファンド」ということがあります。また、GCIエンダウメントファンド（成長型）を「成長型」、GCIエンダウメントファンド（安定型）を「安定型」ということがあり、各々を「各ファンド」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】
当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。
当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】
①　当初申込期間
各ファンドにつき、100億円を上限とします。

②　継続申込期間
各ファンドにつき、15兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】
①　当初申込期間
１口当たり１円（１万口当たり１万円）です。
②　継続申込期間
取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（※）です。
ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：「エンダウ成長」／「エンダウ安定」）。
＜照会先＞
株式会社GCIアセット・マネジメント
電話：03（3556）5540（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：http://www.gci.jp/index2.html
※　「基準価額」とは、信託財産の純資産総額をそのときの受益権総口数で除して得た１口当たりの金額をいいます。なお、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示されます。

（５）【申込手数料】
①　取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）に1.08%（税抜1.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
※　販売会社は、下記「（８）申込取扱場所」の照会先にてご確認いただけます。

②　自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】
販売会社が別途定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
※　販売会社は、下記「（８）申込取扱場所」の照会先にてご確認いただけます。

（７）【申込期間】

①　当初申込期間
平成27年８月25日から平成27年９月24日まで

②　継続申込期間
平成27年９月25日から平成28年12月21日まで
（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】
販売会社において申込みを取り扱います。販売会社は、下記の照会先にてご確認いただけます。
＜照会先＞
株式会社GCIアセット・マネジメント
電話：03（3556）5540（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：http://www.gci.jp/index2.html

（９）【払込期日】
①　当初申込期間
取得申込者は、販売会社が定める期日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。当初申込みに係る発行価額の総額は、各ファンドの信託設定日（平成27年９月25日）に、販売会社から委託会社の指定する口座を経由して、各ファンドの受託者である受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

②　継続申込期間
取得申込者は、販売会社が定める期日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込に係る追加信託が行われる日に、販売会社から委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】
原則として、上記「（８）申込取扱場所」記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取り扱います。

（11）【振替機関に関する事項】
当ファンドの振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】
①　申込みの方法
受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の２つの申込方法があります。
お申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申出ください。販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
また、販売会社によっては、各ファンド間でスイッチング（乗換え）による取得申込みを取り扱う場合があります。詳細につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金に係る手数料等および税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは後記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４ 手数料等及び税金」をご覧ください。

②　取得申込みの受付けの中止、既に受け付けた取得申込みの受付けの取消し
金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき等は、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

③　振替受益権について
当ファンドの受益権は、投資信託振替制度（※）による受益権であるため、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

**当ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。**
**（参考）**
**※投資信託振替制度とは、**
**ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。**
**ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（振替口座簿）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。**

**④　申込証拠金はありません。また、取得申込金額に利息は付きません。**

**⑤　日本以外の地域における発行は行いません。**

**⑥　原則として、各営業日の午後３時までに販売会社が受け付けたもの（スイッチング（乗換え）に係るものを含みます。）を当日のお申込み分とします。**

**⑦　ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所休業日のいずれかと同じ日付の日には、申込み（スイッチング（乗換え）に係るものを含みます。）の受付けは行いません。**
**※　詳しい申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。**

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】
#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、投資資産のうち伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

＜成長型＞
投資資産のうちリスク資産のウエイトを増やしつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

＜安定型＞
投資資産のうちリスク資産のウエイトを抑制しつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して安定的な運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

■商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | | 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型 | | その他資産（　　） |
| | 内外 | 資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外…目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合…目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資形態 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット<br>属性（　　）<br>不動産投信<br>その他資産<br>（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信その他資産）資産配分変更型））<br>資産複合（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br>年２回<br>年４回<br>年６回<br>（隔月）<br>年12回<br>（毎月）<br>日々<br>その他<br>（　　） | ファミリーファンド<br>ファンド・オブ・ファンズ | グローバル（日本を含む）<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>（中東）<br>エマージング | あり<br>なし |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
（注）当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資します。このため、組み入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）は異なります。
（注）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

その他資産…目論見書または投資信託約款において、組み入れている資産を記載します。
年１回…目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり…目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき金10兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができるものとします。

## ファンドの目的

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、投資資産のうち伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 「エンダウメント」の投資手法を模範とした長期運用を行います

米国名門大学が寄付金（エンダウメント）の運用において実践してきた投資手法・スタイルを模範とし、日本の個人投資家の皆さまが長期にわたり安心して投資していただけるように考えて作られた投資信託です。

### 2 長期分散投資で世界の経済成長に沿った収益の獲得を目指します

投資対象ファンド（投資信託証券）を通じて先進国、新興国を含む世界各国の株式、債券、REITなどに分散投資することで、グローバルな経済成長に沿った収益の獲得を目指します。また、グローバル分散投資によりポートフォリオのリスク低減を図ります。

各地域別の名目GDP推移予測（2000年ー2020年）

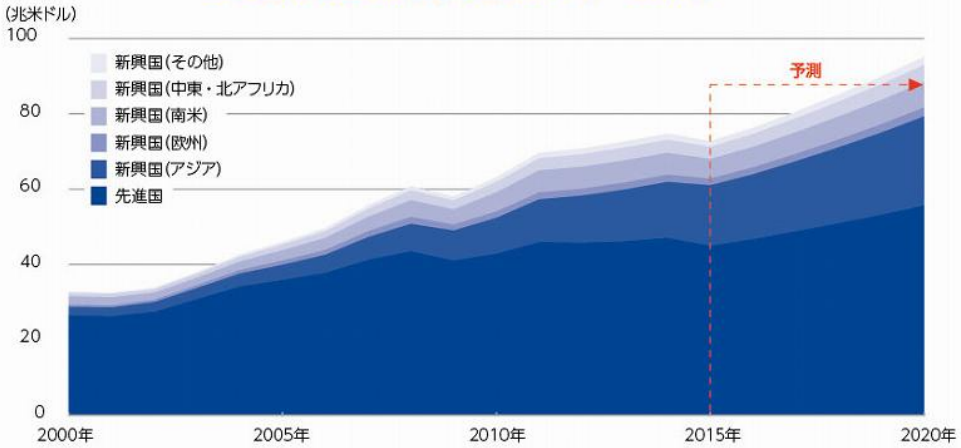


2015年4月時点
出所：IMF World Economic Outlook April, 2015において予測されたデータを基にGCIアセット・マネジメントが作成
※上記は過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。経済、市場等に関する予測は本書作成時点のものであり、予測値の達成を保証するものではありません。

### 当ファンドの投資対象

| 資産クラス一覧 | |
|---|---|
| 日本株 | 海外債券（グローバル　除く米ドル建て） |
| 先進国株（米国） | REIT（不動産投資信託・日本） |
| 先進国株（除く北米） | REIT（不動産投資信託・米国） |
| 新興国株 | オルタナティブ戦略 |
| 先進国債券（米国） | |

※投資対象とその比率については、必要に応じて見直します。
また、ETFなど市場流動性の高い商品に投資することにより、ファンドの流動性を確保します。

外貨建資産については、投資判断により対円での為替ヘッジを行うことがあります。

## 3 オルタナティブ戦略を組み入れます

オルタナティブ戦略をポートフォリオに組み入れることで、市場の下落局面に強いプロファイルを目指します。また、これにより長期的なリスクリターンの安定化を図ります。

## 4 運用コストを抑制します

信託報酬を上限年率0.65％（税抜）と低く抑えることで、長期投資に際して継続的に発生する運用コストを抑制します。また、投資信託の規模が一定程度にまで拡大すると信託報酬が逓減する仕組みを採用しております。
伝統資産への投資に際しては、様々なETFを活用することで運用コストの抑制を図ります。各国市場へ上場しているETFのうち、流動性などを考慮しながら、より低コストの銘柄を選別します。
※ファンドの費用の詳細については、後記「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## 5 「成長型」「安定型」2つのコース

お客さまのニーズによって、「成長型」と「安定型」の2つのタイプからお選びいただけます。

**「成長型」**
投資資産のうちリスク資産のウエイトを増やしつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

**「安定型」**
投資資産のうちリスク資産のウエイトを抑制しつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して安定的な運用を行います。

### 各ファンドの基本資産配分

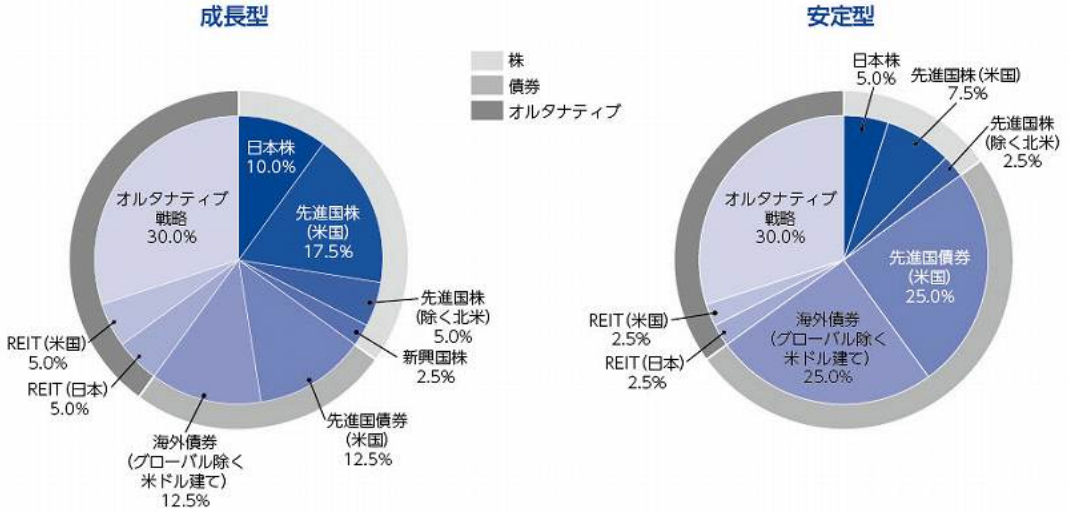


※各資産クラスへの配分ターゲットは、30%以内を基本とします。
※各資産クラスへの配分がターゲット・ポートフォリオから3%以上乖離した場合にはリバランスを実行します。
※運用にあたりレバレッジは用いません。
※基本資産配分は、1年に1回程度検証を行い、必要に応じて見直しを行います。
※上記は、平成27年6月末時点で作成した当面のイメージであり、実際の資産配分比率とは異なる場合があります。
※オルタナティブ戦略については、投資信託証券により想定されるリスク水準（リターンの振れの度合い）が異なることから、年率標準偏差10%程度を基準として当該資産クラスの基本資産配分比率を決定します。オルタナティブ戦略として組み入れる投資信託証券の想定リスク水準が基準値（年率10%）より高い場合は、実際の投資組入比率を引き下げて調整を図ります。

**（２）【ファンドの沿革】**
**当ファンドの信託設定日は平成27年９月25日であり、同日より運用を開始します（予定）。**

**<ファンドの運用>**

当ファンドの運用は、運用政策会議で定められた運用の基本方針に則り、投資委員会が運用の意思決定を行います。投資委員会は、運用責任者、チーフインベストメントオフィサーなどが出席し、原則として月次で開催される個別運用案件に関する協議を行う機関として位置付けられています。投資委員会の決定に基づき、インベストメント・ソリューション・グループが有価証券等の売買の執行を行います。

**<運用プロセス>**

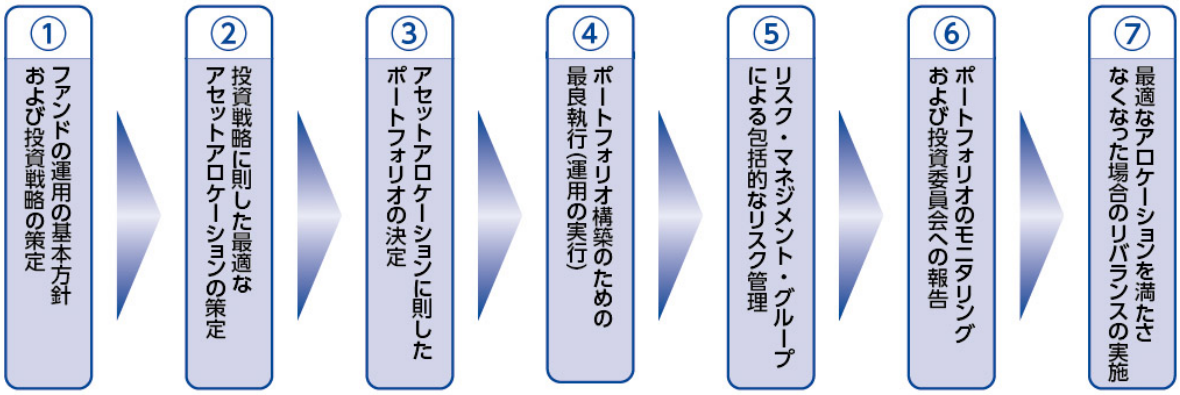


※上記は必要に応じて変更されることがあります。
　また、その目的が常に達成される保証はありません。

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

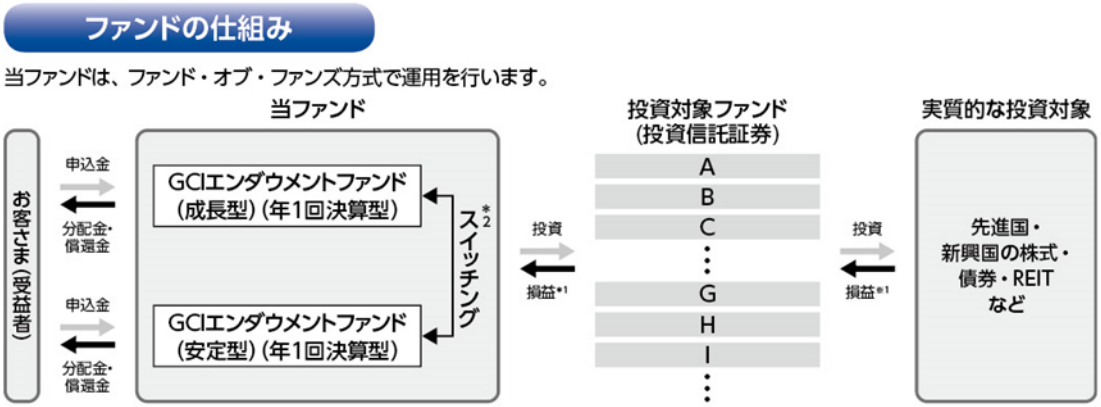


*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。
*2 販売会社によっては各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**ファンド・オブ・ファンズ方式とは**

投資者の皆さまからお預かりした資金を直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

②　ファンドの関係法人

ａ．委託会社（株式会社GCIアセット・マネジメント）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託財産の計算、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ｂ．受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、信託財産の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ｃ．販売会社

当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

<u>ファンド関係法人</u>

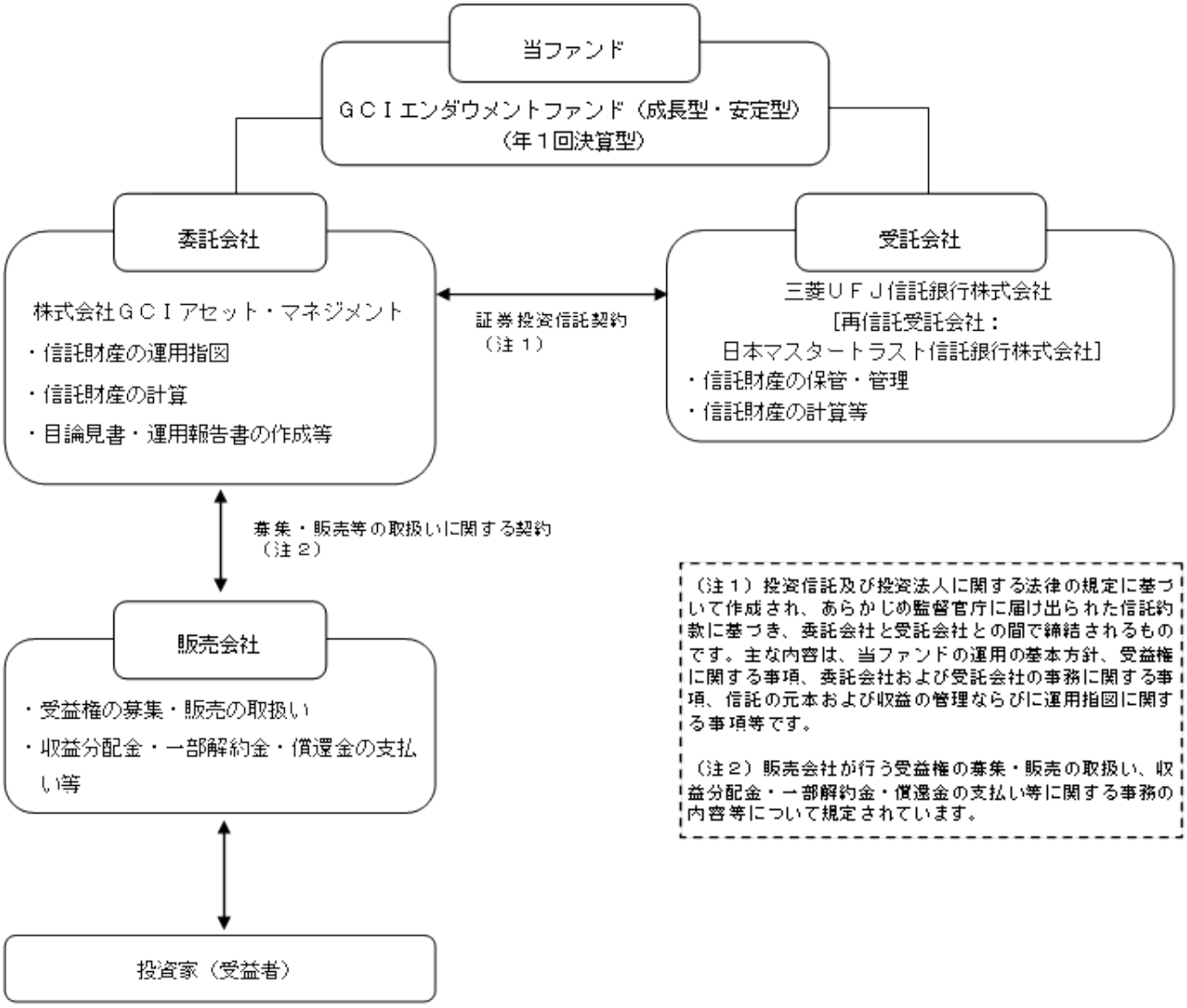


③　委託会社等の概況（平成27年６月末日現在）

ａ．資本金の額

１億円

ｂ．本店の所在の場所

東京都千代田区西神田三丁目８番１号

ｃ．沿革

平成12年４月13日　株式会社グローバル・サイバー・インベストメントとして設立
平成12年８月31日　投資顧問業登録
平成14年３月29日　投資一任業務に係る認可を取得
平成15年６月１日　株式会社GCIアセット・マネジメントに商号を変更
平成19年９月30日　金融商品取引業（投資運用業）登録
平成25年11月19日　業務方法書を変更し投資信託委託業務を開始
平成25年12月19日　一般社団法人投資信託協会加入

ｄ．大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 所有比率（%） |
|---|---|---|---|
| ストレイツ株式会社 | 東京都千代田区西神田三丁目８番１号<br>千代田ファーストビル東館12階 | 23,086株 | 100% |

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　基本方針

＜成長型＞

投資資産のうちリスク資産のウエイトを増やしつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

＜安定型＞
投資資産のうちリスク資産のウエイトを抑制しつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して安定的な運用を行います。

② 運用方法

ａ．投資対象
下記「（２）投資対象　③指定投資信託証券の概要」に掲げる投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

ｂ．当ファンドの投資態度
イ．主として、国内外の株式・債券・REIT・コモディティ等多様な資産クラスの投資信託証券（ETFやインデックス・ファンド）およびリキッド・オルタナティブ戦略を持った複数の投資信託証券に投資します。
ロ．投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券については、定期的なターゲット・ポートフォリオの見直しとリバランスを実行するため、適宜見直しを行います。
ハ．外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて対円で為替ヘッジを行うことができます。
ニ．実質的な投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向、資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類
当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）
ハ．金銭債権（イ．およびロ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

② 運用の指図範囲等

ａ．委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
イ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
ロ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
ハ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記イ．およびロ．の証券または証書の性質を有するもの
ニ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
イ．預金
ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ハ．コール・ローン

### ニ．手形割引市場において売買される手形

### ③　指定投資信託証券の概要（平成27年７月末現在）

**追加的記載事項**

投資対象ファンド(投資信託証券)の概要は以下のとおりです。(平成27年7月末現在)
※必ずしもすべての資産クラスおよび投資対象ファンドに投資するとは限りません。
※将来の市況の変化などによっては、新たな投資対象ファンドが追加となる場合などがあります。

| 資産クラス | 日本株 |
|---|---|
| 投資対象ファンドの名称 | TOPIX連動型上場投資信託 |
| ファンド形態 | 国内籍上場投資信託 |
| 主要な投資対象 | 日本株式 |
| 運用の基本方針 | TOPIXに連動する投資成果を目指します。 |
| ベンチマーク | TOPIX(東証株価指数)とは、東証市場第一部に上場しているすべての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象とした、時価総額加重型の株価指数です。<br>※同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。 |
| 運用報酬等 | 年0.1188%(税抜年0.11%)<br>上記以外にその他の費用等がファンドから支払われます。 |
| 委託会社(運用会社)の名称 | 野村アセットマネジメント株式会社 |

| 資産クラス | 先進国株(米国) |
|---|---|
| 投資対象ファンドの名称 | バンガード・S&P500 ETF |
| ファンド形態 | 外国籍上場投資信託 |
| 主要な投資対象 | 米国株式 |
| 運用の基本方針 | S&P500指数に連動する投資成果を目指します。 |
| ベンチマーク | S&P500指数とは、ニューヨーク証券取引所、NASDAQに上場している米国の主要産業を代表する500社により構成される米国株の株価指数です。<br>※S&P500指数に関する著作権およびその他知的所有権はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。 |
| 運用報酬等 | 経費率0.05%(管理報酬0.03%、その他の費用等0.02%) |
| 委託会社(運用会社)の名称 | ザ・バンガード・グループ・インク |

| 資産クラス | 先進国株(除く北米) |
|---|---|
| 投資対象ファンドの名称 | バンガード・FTSE・ディベロップド・マーケッツETF |
| ファンド形態 | 外国籍上場投資信託 |
| 主要な投資対象 | 米国・カナダを除く世界の先進国株式 |
| 運用の基本方針 | FTSEディベロップド(除く北アメリカ)インデックスに連動する投資成果を目指します。 |
| ベンチマーク | FTSEディベロップド(除く北アメリカ)インデックスとは、米国およびカナダを除く先進国株式市場の大型・中型株のパフォーマンスを表し、24カ国、1,300銘柄以上へのエクスポージャーを提供します。<br>※FTSEディベロップド(除く北アメリカ)インデックスに係るすべての権利はFTSEインターナショナル・リミテッドに帰属します。 |
| 運用報酬等 | 経費率0.09%(管理報酬0.05%、その他の費用等0.04%) |
| 委託会社(運用会社)の名称 | ザ・バンガード・グループ・インク |

| 資産クラス | 新興国株 |
|---|---|
| 投資対象ファンドの名称 | バンガード・FTSE・エマージング・マーケッツETF |
| ファンド形態 | 外国籍上場投資信託 |
| 主要な投資対象 | 新興国株式 |
| 運用の基本方針 | FTSEエマージング・インデックスに連動する投資成果を目指します。 |
| ベンチマーク | FTSEエマージング・インデックスとは、時価総額加重インデックスで、全世界の新興国市場の大型株・中型株のパフォーマンスを表します。<br>※FTSEエマージング・インデックスに係るすべての権利はFTSEインターナショナル・リミテッドに帰属します。 |
| 運用報酬等 | 経費率0.15%(管理報酬0.07%、その他の費用等0.08%) |
| 委託会社(運用会社)の名称 | ザ・バンガード・グループ・インク |

| 資産クラス | 先進国債券(米国) |
|---|---|
| 投資対象ファンドの名称 | バンガード・米国トータル債券市場ETF |
| ファンド形態 | 外国籍上場投資信託 |
| 主要な投資対象 | 米国の投資適格債券 |
| 運用の基本方針 | バークレイズ米国総合浮動調整インデックスに連動する投資成果を目指します。 |
| ベンチマーク | バークレイズ米国総合浮動調整インデックスとは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表を行うインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場(浮動調整後)のパフォーマンスを表します。<br>※バークレイズ米国総合浮動調整インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。 |
| 運用報酬等 | 経費率0.07%(管理報酬0.04%、その他の費用等0.03%) |
| 委託会社(運用会社)の名称 | ザ・バンガード・グループ・インク |

| 資産クラス | 海外債券(グローバル　除く米ドル建て) |
|---|---|
| 投資対象ファンドの名称 | バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり) |
| ファンド形態 | 外国籍上場投資信託 |
| 主要な投資対象 | 米ドル建てを除く世界の投資適格債券 |
| 運用の基本方針 | バークレイズ・グローバル総合(米ドル除く) 浮動調整RIC基準インデックス (米ドルヘッジベース)に連動する投資成果を目指します。 |
| ベンチマーク | バークレイズ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表を行うインデックスであり、米ドル建てを除きRIC基準に基づいた世界の投資適格債券市場(浮動調整後)のパフォーマンスを表します。<br>組入証券の該当通貨の米ドルに対する為替レートの変動を相殺するため、米ドルヘッジされています。<br>※バークレイズ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)に関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。 |
| 運用報酬等 | 経費率0.19%(管理報酬0.16%、その他の費用等0.03%) |
| 委託会社(運用会社)の名称 | ザ・バンガード・グループ・インク |

| 資産クラス | REIT(日本) |
|---|---|
| 投資対象ファンドの名称 | NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信 |
| ファンド形態 | 国内籍上場投資信託 |
| 主要な投資対象 | 日本の不動産投資信託証券 |
| 運用の基本方針 | 東証REIT指数に連動する投資成果を目指します。 |
| ベンチマーク | 東証REIT指数とは、東証市場に上場するREIT(不動産投資信託証券)全銘柄を対象とした、時価総額加重型の指数です。<br>※同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。 |
| 運用報酬等 | 年0.3456%(税抜年0.32%)<br>上記以外にその他の費用等がファンドから支払われます。 |
| 委託会社(運用会社)の名称 | 野村アセットマネジメント株式会社 |

| 資産クラス | REIT(米国) |
|---|---|
| 投資対象ファンドの名称 | バンガードREIT ETF |
| ファンド形態 | 外国籍上場投資信託 |
| 主要な投資対象 | 米国の不動産投資信託証券 |
| 運用の基本方針 | MSCI US REIT・インデックスに連動する投資成果を目指します。 |
| ベンチマーク | MSCI US REIT・インデックスとは、MSCI社が開発した指数で米国REIT市場全体の動きを表す指数です。<br>※同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。 |
| 運用報酬等 | 経費率0.12%(管理報酬0.09%、その他の費用等0.03%) |
| 委託会社(運用会社)の名称 | ザ・バンガード・グループ・インク |

| 資産クラス | オルタナティブ戦略 |
|---|---|
| 投資対象ファンドの名称 | GCIシステマティック・マクロファンド クラスA |
| ファンド形態 | 外国籍投資信託 |
| 主要な投資対象 | 世界各国の株式指数先物・債券先物・金利先物、通貨先物、為替 |
| 運用の基本方針 | システム運用により信託財産の長期的な成長を目指します。 |
| 運用手法 | 独自に開発した動的ポートフォリオモデルに基づき、世界の金融市場への分散投資を通じて市場に現れる中長期のトレンドを収益の源泉として絶対収益の獲得を目指す、システマティックなマクロ戦略です。 |
| 運用目標 | 目標リターン:年率40-50%　目標リスク(標準偏差):年率25%程度 |
| ベンチマーク | ベンチマークなし |
| 運用報酬等 | 管理報酬年3.0%、成功報酬20%<br>上記以外にその他の費用等がファンドから支払われます。 |
| 委託会社(運用会社)の名称 | 株式会社GCIアセット・マネジメント |

| 資産クラス | オルタナティブ戦略 |
|---|---|
| 投資対象ファンドの名称 | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) |
| ファンド形態 | 国内籍投資信託 |
| 主要な投資対象 | 日本の公社債・金融商品 |
| 運用の基本方針 | NOMURA−BPI短期インデックスをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 |
| ベンチマーク | NOMURA−BPI短期インデックスとは、NOMURA−BPI総合インデックスのサブインデックスで、残存期間1年から3年の債券で構成されています。NOMURA−BPI総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債などで構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーションなどの各指標が日々公表されます。<br>※NOMURA−BPI総合インデックスおよびNOMURA−BPI短期インデックスは野村證券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。 |
| 運用報酬等 | 年0.1404%(税抜0.13%)<br>上記以外にその他の費用等がファンドから支払われます。 |
| 委託会社(運用会社)の名称 | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 備考 | オルタナティブ戦略として想定リスク水準が基準値(年率10%)を上回るヘッジファンドなどを組み入れた場合に、リスク調整を目的として組み入れるための低リスクの投資信託証券です。 |

※経費率(エクスペンス・レシオ)とは、ファンドの平均資産残高に対する運用その他の経費の比率(%)をいいます。経費率は、ファンドの決算毎に見直され、変動します。

**※上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、指定投資信託証券の一部または全部について、名称が変更される場合、指定投資信託証券から外れる場合、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合等があります。**

**（３）【運用体制】**

**①　委託会社の運用体制**
**委託会社の運用体制は、以下の通りです。**

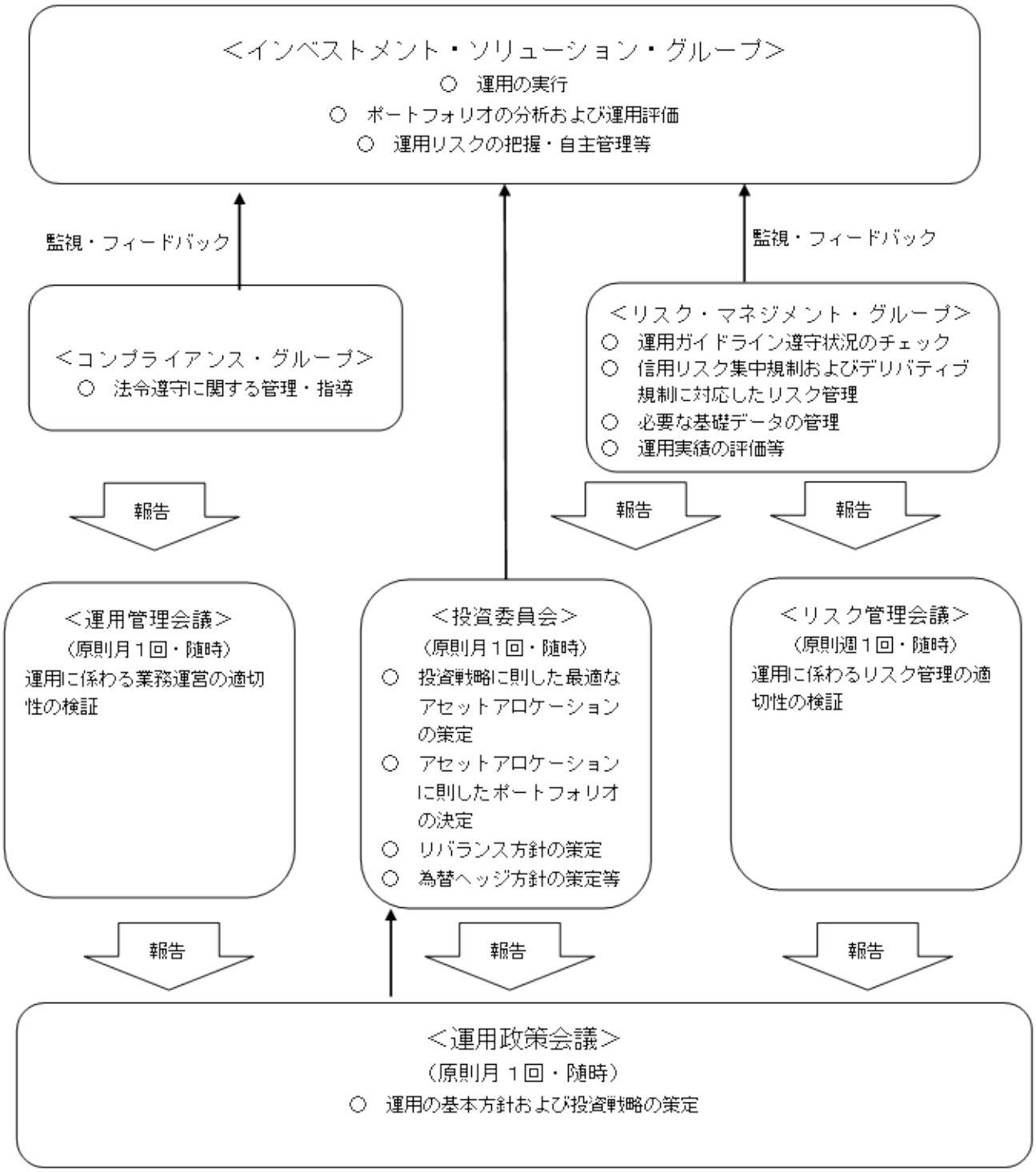


**ａ．運用政策会議**
**運用政策会議は、チーフインベストメントオフィサー、代表取締役CEO、代表取締役社長、リスク・マネジメント・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される運用政策の枢要に関する意思決定を行う機関であり、運用の基本方針および投資戦略の策定を行います。**

**ｂ．投資委員会**
**投資委員会は、運用責任者・チーフインベストメントオフィサー等が出席する、原則として月次で開催される個別運用案件に関する協議を行う機関であり、投資戦略に則した最適なアセット**

アロケーションの策定、アセットアロケーションに即したポートフォリオの決定、リバランス方針の策定、為替ヘッジ方針の策定等を行います。

ｃ．リスク管理会議

リスク管理会議は、リスク・マネジメント・グループ長、チーフインベストメントオフィサー等が出席する、原則として週次で開催される会議体であり、運用に係わるリスク管理の適切性の検証を行います。

ｄ．運用管理会議

運用管理会議は、アドミニストレーション・グループ長、コンプライアンス・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、運用に係わる業務運営の適切性の検証を行います。

ｅ．インベストメント・ソリューション・グループ

インベストメント・ソリューション・グループは、投資委員会で決定された運用計画等に基づき運用の実行を行うとともに、ポートフォリオの分析および運用評価を行い、その結果を投資委員会へ報告します。また、その運用リスクの把握および自主管理等を行います。

ｆ．リスク・マネジメント・グループ

リスク・マネジメント・グループは、運用ガイドライン遵守状況のチェック、信用リスク集中規制およびデリバティブ規制に対応したリスク管理等を行い、その結果を投資委員会およびリスク管理会議へ報告します。

ｇ．コンプライアンス・グループ

コンプライアンス・グループは、法令遵守状況に関する管理・指導を行い、その結果を運用管理会議に報告します。

②　運用体制に関する社内規則

委託会社は、運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等に基づき、適切な管理を行うとともに、内部牽制の維持を図っています。

③　ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行い、当該業務の正確性を担保しています。また、受託会社の受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について、独立した監査人が監査を行っており、委託会社は受託会社より当該監査人による報告書を受け取り、その内容の確認を行います。

※　上記運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針により分配を行います。

①　分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、委託会社の判断により分配を行わないこともあります。）

③　留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

（５）【投資制限】

当ファンドは、以下の投資制限に従います。

①　信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

ａ．投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

ｂ．株式への直接投資は行いません。

ｃ．外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ｄ．デリバティブの直接利用は行いません。

ｅ．投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

ｆ．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率

は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

ａ．公社債の借入れ（信託約款第20条）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ．上記イ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ．上記イ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

ｂ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

ｃ．外国為替予約取引の指図（信託約款第22条）

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｄ．資金の借入れ（信託約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

③ その他の法令上の投資制限

ａ．デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図することはできません。

ｂ．信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図することはできません。

## 3【投資リスク】

### （１）投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りですが、下記に限定されるものではありませんので、ご留意ください。

＜基準価額変動リスク＞

ａ．株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

ｂ．金利変動リスク

債券等の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

ｃ．REITの価格変動リスク

REITの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、REITおよびREITの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

ｄ．為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、指定投資信託証券において、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

ｅ．信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

ｆ．カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治･経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が下落することがあります。特に、新興国への投資には、先進国と比較して政治･経済および社会情勢の変化が組入銘柄の価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。

ｇ．流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

ｈ．ヘッジファンドの運用手法に係るリスク

指定投資信託証券においては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引等の買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、指定投資信託証券の純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、指定投資信託証券の基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。 また、ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

ｉ．ブローカーの信用リスク

指定投資信託証券においては、直接または実質的にデリバティブや為替予約取引等を行う場合があります。ブローカーの債務不履行等によって、ブローカーで保管されている証拠金の一部または相当の額が失われる可能性や契約が履行されない可能性があり、ファンドが大きな影響を被る可能性があります。

ｊ．市場の閉鎖等に伴うリスク
金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

＜その他の留意点＞

ａ．解約申込みに関わる留意点
短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないこと、また、先物取引、デリバティブ取引等のポジションを解消する際にも不利な価格で解消せざるを得ない場合があります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ｂ．資産規模に関わる留意点
当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

ｃ．繰上償還に関わる留意点
委託会社は、各ファンドそれぞれについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

ｄ．クーリング・オフの非適用
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ｅ．法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点
法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

ｆ．その他の留意点
収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

（２）リスク管理体制
リスク管理については、運用部門から独立したリスク・マネジメント・グループが日々運用状況の分析およびモニタリングを行い、原則として週次で開催されるリスク管理会議にて運用リスクの適切性を検証、評価し、問題が生じた場合には速やかに臨時で招集される運用政策会議に報告が行われ、その対応策を検討するとともに決定される体制となっています。
運用管理については、原則として月次で開催される運用管理会議において、運用に係わる業務運営の適切性を検証し、運用政策会議に報告される体制となっています。
※　上記リスク管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

### （３）参考情報

**参考情報**

**<各ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>**

各ファンドは設定前のため該当事項はありません。

**<他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>**

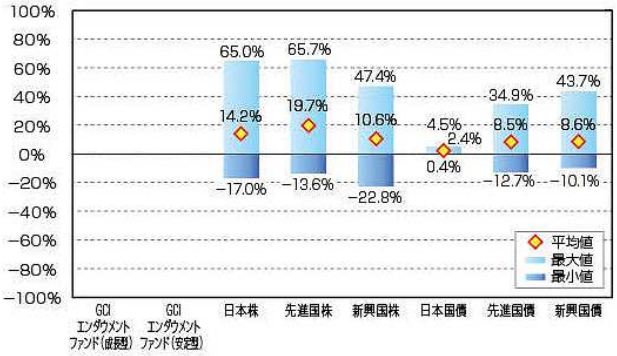


※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、平成22年7月～平成27年6月の5年間における1年騰落率の平均・最大・最小を、各ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したもので、各ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。
※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。なお、各ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

<代表的な各資産クラスの指数>
日 本 株：TOPIX(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(ヘッジなし円ベース)
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

※代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しています。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害など、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。
※TOPIX(配当込み)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。
※MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
※NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
※シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
※JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(ヘッジなし円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## ４【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

**①　取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）に1.08%（税抜1.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。**
**　申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続の対価として販売会社が得る手数料です。**
**　詳しくは販売会社にお問い合わせください。**

**②　販売会社によっては、各ファンド間でスイッチング（乗換え）が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。**
**　なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金に係る手数料等および税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは後記「（２）換金（解約）手数料」および「（５）課税上の取扱い」をご覧ください。**

**③　自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。**

（２）【換金（解約）手数料】

①　換金（解約）手数料

ありません。

②　信託財産留保額

換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額を換金（解約）時にご負担いただきます。

信託財産留保額は、信託期間中にファンドを換金（解約）する際、換金（解約）により発生する組入資産の売却費用等を、換金（解約）を行う受益者にご負担していただくためのものです。信託財産留保額は、換金（解約）を行う受益者と保有を継続する受益者との公平性を図るためのもので、信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率（上限年率0.702%（税抜0.65%））を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、当ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分（代行手数料）は、当ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、当ファンドから受託会社に対して支弁されます。

| 純資産総額 | 信託報酬（合計） | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|---|---|
| ～500億円以下部分 | 0.702%（税抜0.65%） | 0.324%（税抜0.3%） | 0.324%（税抜0.3%） | 0.054%（税抜0.05%） |
| 500億円超～1,000億円以下部分 | 0.6264%（税抜0.58%） | 0.2916%（税抜0.27%） | 0.2916%（税抜0.27%） | 0.0432%（税抜0.04%） |
| 1,000億円超部分～ | 0.5508%（税抜0.51%） | 0.2592%（税抜0.24%） | 0.2592%（税抜0.24%） | 0.0324%（税抜0.03%） |
| 役務の対価 | 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 | 当ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・一部解約金・償還金の支払い業務等 | 当ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |

上記に加え、当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券において、年率0.45%程度の運用報酬等がかかります。

※当ファンドにおいては成功報酬はかかりませんが、指定投資信託証券においては、上記の運用報酬等の他に成功報酬がかかる場合があります。成功報酬は運用状況等により変動するものであり、事前に上限額等を表示することができません。

※上記の指定投資信託証券における運用報酬等の率は、本書提出日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変動することがあります。

したがって、実質的な負担は、当ファンドの純資産総額に対して、年率1.152%（税込）程度となります。

※当ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の運用報酬等を合わせた、投資者が実質的に負担する額の合計です。

※上記の実質的な負担率は、本書提出日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変動することがあります。

（４）【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

①　有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用（当該費用に係る消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 上記①に定める諸経費には、以下の諸費用（当該費用に係る消費税等相当額を含みます。）を含む（ただし、これらに限られるものではありません。）ものとします。なお、下記ｂ．からｅ．までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

ａ．当ファンドの会計監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

ｂ．当ファンドの有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用

ｃ．当ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）および付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

ｄ．振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用

ｅ．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

③ 委託会社は、上記②に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を、当ファンドの純資産総額に対して年率0.1%を上限として算出される金額にて、信託財産からその支弁を受けることもできます。

④ 委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上記③における当ファンドの純資産総額に対して年率0.1%の上限率を、合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

ａ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、平成49年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）となります。

| 適用期間 | 所得税 | 復興特別所得税 | 地方税 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 平成49年12月31日まで | 15% | 0.315% | ５% | 20.315% |
| 平成50年１月１日から | 15% | － | ５% | 20% |

※所得税については、平成49年12月31日まで、基準所得税額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

ｂ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税５%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、所得税については、平成49年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）となります（上記ａ．の表参照）。

ｃ．損益通算について

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。なお、特定口座に係る課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。平成28年１月１日から、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

ｄ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年１月１日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、平成28年１月から年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」の口座開設の申込受付けが開始され、同年４月より投資可能となる予定です。

②　法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、平成49年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

| 適用期間 | 所得税 | 復興特別所得税 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 平成49年12月31日まで | 15% | 0.315% | 15.315% |
| 平成50年１月１日から | 15% | － | 15% |

※所得税については、平成49年12月31日まで、基準所得税額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

③　個別元本について

ａ．投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

ｂ．投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

ｃ．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④　収益分配金の課税について

ａ．追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

ｂ．投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は平成27年４月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ５【運用状況】

有価証券届出書提出日が信託設定日（平成27年９月25日）前であるため、記載する内容がありません。

### （１）【投資状況】

該当事項はありません。

### （２）【投資資産】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】
該当事項はありません。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

## 運用実績

当ファンドは平成27年9月25日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

**当ファンドの運用実績は、委託会社または販売会社のホームページなどで開示される予定です。**

（４）【設定及び解約の実績】
該当事項はありません。

※当ファンドの運用実績は、委託会社または販売会社のホームページ等で開示される予定です。

第２【管理及び運営】
１【申込（販売）手続等】
（１）受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
原則として、各営業日の午後３時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。
ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所休業日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行いません（収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします）。

（２）当ファンドには、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。
　「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、取得申込者は、販売会社と間で収益分配金再投資に係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を締結するものします。

（３）当ファンドの申込価格は、当初申込期間においては１口当たり１円、継続申込期間においては購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：「エンダウ成長」／「エンダウ安定」）。
＜照会先＞
　株式会社GCIアセット・マネジメント
　電話：03（3556）5540（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
　ホームページ・アドレス：http://www.gci.jp/index2.html

（４）当ファンドの購入には、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は１口あたり１円）に1.08%（税抜1.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額の申込手数料がかかります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
　ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

（５）当ファンドの申込単位は、最低単位を１円単位または１口単位として販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
　ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍とします。

（６）申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）販売会社によっては、各ファンド間でスイッチング（乗換え）が可能な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金に係る手数料等および税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは前記「第１　ファンドの状況　４ 手数料等及び税金」をご覧ください。

（８）金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）があるとき等は、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】
（１）換金（解約）の申込みは、原則として、各営業日の午後３時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。
　ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所休業日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする換金（解約）の申込みの受付けを行いません。

（２）換金（解約）の単位は、最低単位を１口単位として販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（３）換金（解約）の価額は、換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額です。
　（換金（解約）価額＝基準価額－信託財産留保額）
　基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：「エンダウ成長」／「エンダウ安定」）。
＜照会先＞
　株式会社GCIアセット・マネジメント
　電話：03（3556）5540（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
　ホームページ・アドレス：http://www.gci.jp/index2.html

（４）換金（解約）手数料は、ありません。

（５）信託財産留保額として、換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

（６）換金（解約）の代金は、受益者による換金（解約）申込受付日から起算して、原則として７営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

（７）信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（８）金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）があるとき等は、換金（解約）申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金（解約）申込みを保留または取り消すことがあります。これにより換金（解約）申込みの受付が中止され、またはすでに受け付けた換金（解約）申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の換金（解約）申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金（解約）申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金（解約）価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を換金（解約）申込受付日として、上記に準じて計算された価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】
「基準価額」とは、信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の１口当たりの金額をいいます。なお、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示されます。
「純資産総額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
基準価額は、原則として毎営業日算出されます。
基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：「エンダウ成長」／「エンダウ安定」）。
＜照会先＞
株式会社GCIアセット・マネジメント
電話：03（3556）5540（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：http://www.gci.jp/index2.html

（２）【保管】
該当事項はありません。

（３）【信託期間】
原則として無期限です。ただし、下記「（５）その他　①信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】
当ファンドの計算期間は、毎年９月26日から翌年９月25日までとします。なお、第１計算期間は信託設定日（平成27年９月25日）から平成28年９月26日（月曜日）までとします。
上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】
①　信託の終了
ａ．委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信

託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．上記ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本①において同じ。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．上記ｂ．の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

ｅ．上記ｂ．からｄ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって上記ｂ．からｄ．までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

ｆ．委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｇ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｈ．受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の事項（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．上記ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．上記ｂ．の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ．上記ｂ．からｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

ｇ．上記ａ．からｆ．までの規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

③　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④　関係法人との契約の更改等

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、契約満了日の３ヶ月前までに当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

⑤　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.gci.jp/index2.html

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

４【受益者の権利等】

受益者は、収益分配金（分配金額は委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

受益者は、保有する受益権を換金（解約）する権利を有します。

換金（解約）の代金（一部解約金）は、換金（解約）申込受付日から起算して、原則として７営業日目から当該受益者に支払います。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

**受益者が、収益分配金については支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。**

## 第３【ファンドの経理状況】

### １【財務諸表】

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成します。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示します。

（2）第１期の計算期間は、平成27年９月25日（設定日）から平成28年９月26日までとなっています。

（3）当ファンドは、新日本有限責任監査法人により監査を受ける予定です。

（4）有価証券届出書提出日が信託設定日（平成27年９月25日）前であるため、記載する内容がありません。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】
有価証券届出書提出日が信託設定日（平成27年９月25日）前であるため、記載する内容がありません。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益権の名義書換え
該当事項はありません。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
該当事項はありません。

（４）受益証券の不発行
当ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（５）受益権の譲渡
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（６）受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（７）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（８）償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（９）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（本書提出日現在）
①　資本金の額：金１億円
②　発行可能株式総数：10万株
③　発行済株式総数：２万3,086株
④　最近５年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

（２）委託会社等の機構
①　委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。

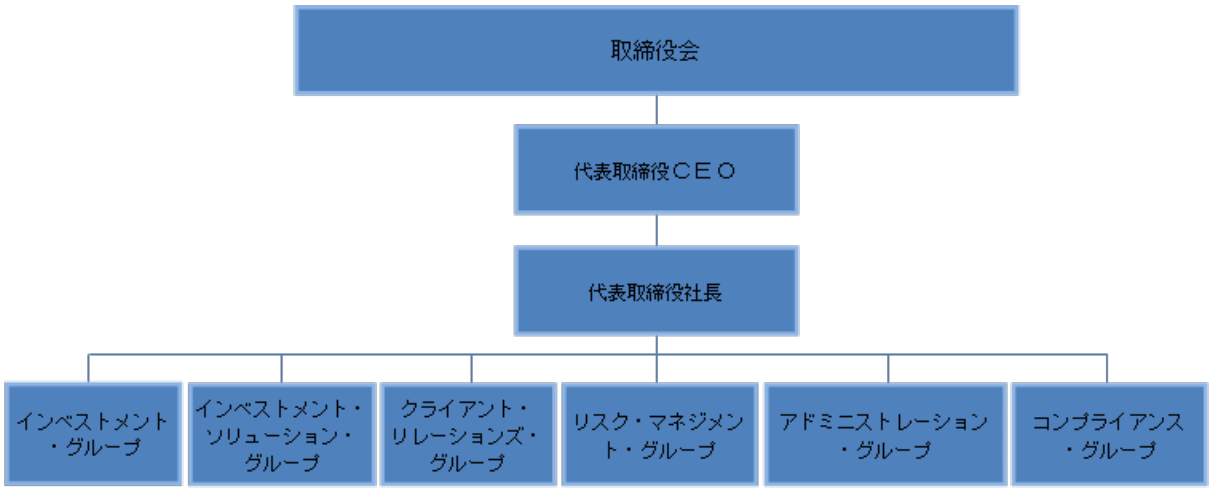


当社の組織は、上記のとおり取締役会、代表取締役CEO、代表取締役社長、以下６の業務グループにより構成されています。
取締役会は、４名の取締役に加え１名の社外監査役から構成されており、会社の業務執行を決定し取締役による職務の執行を監督するため、原則として月次で開催されますが、必要に応じて随時開催されます。
代表取締役CEOは、会社を代表して対外事項を処理するとともに、会社経営の全般を総括し、取締役会を招集してその議長として主催し、重要事項の決定を行います。代表取締役社長は、会社を代表して対外事項を処理するとともに、取締役会の決定に基づき業務の執行を統括します。
６グループは、運用方針を設定し運用実務を行うインベストメント・グループ、運用企画部門として金融商品に係る調査を行い投資家に対して投資運用に関するソリューションを提供するとともに運用の補助業務や運用の外部委託に関する業務を行うインベストメント・ソリューション・グループ（インベストメント・グループとインベストメント・ソリューション・グループを総称して、以下「運用部門」といいます。）、顧客に運用状況の結果等を報告するクライアント・リレーションズ・グループ、運用部門が実行する戦略等に関する運用リスクの分析・モニタリングを行うリスク・マネジメント・グループ、運用部門の実行する運用の管理事務を行うアドミニストレーション・グループ、法令その他の規則の遵守状況をモニタリングしその遵守を指導するコンプライアンス・グループにより構成されています。

②　投資運用の意思決定機構
投資運用の意思決定は当社の運用部門が行います。
意思決定にあたっては、リスク・マネジメント・グループによる包括的なリスク管理のレポートおよびコンプライアンス・グループによる適時・適切な意見が反映され、リスク・マネジメントおよびコンプライアンス両側面からの牽制機能が働いております。

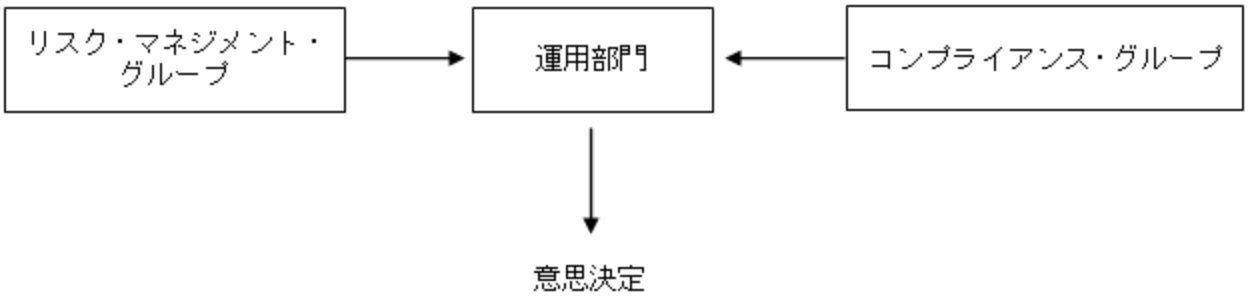


**２【事業の内容及び営業の概況】**

**（１）事業の内容**

**投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業務を行っています。**

**（２）委託会社の運用するファンド**

**委託会社が運用する証券投資信託（平成27年６月末日現在）は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。**

| 種類 | 本数 | 純資産総額（円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 2 | 1,471,127,865 |
| 合計 | 2 | 1,471,127,865 |

## ３【委託会社等の経理状況】

### １.財務諸表の作成方法について

委託会社である株式会社GCIアセット・マネジメント（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

### ２.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 財務諸表等

### １　財務諸表

### （１）【貸借対照表】

| | | 前事業年度<br>（平成25年12月31日現在） | | 当事業年度<br>（平成26年12月31日現在） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額（千円） | | 金額（千円） | |
| （資産の部） | | | | | |
| Ⅰ　流動資産 | | | | | |
| １　現金・預金 | | | 601,450 | | 123,507 |
| ２　立替金 | | | 946 | | 658 |
| ３　前払費用 | | | 4,452 | | 4,409 |
| ４　未収委託者報酬 | | | - | | 1,877 |
| ５　未収運用受託報酬 | 注２ | | 73,723 | | 94,149 |
| ６　関係会社未収金 | | | 700 | | 700 |
| ７　未収消費税等 | | | 3,033 | | 2,286 |
| 流動資産合計 | | | 684,306 | | 227,589 |
| Ⅱ　固定資産 | | | | | |
| １　有形固定資産 | | | 21,002 | | 17,302 |
| （１）建物 | 注１ | 15,357 | | 13,077 | |
| （２）器具備品 | 注１ | 5,645 | | 4,224 | |
| ２　投資その他の資産 | | | 49,214 | | 85,910 |
| （１）関係会社株式 | | 36,643 | | 73,246 | |
| （２）長期差入保証金 | | 12,571 | | 11,667 | |
| （３）投資有価証券 | | ― | | 997 | |
| 固定資産合計 | | | 70,217 | | 103,213 |
| 資産合計 | | | 754,523 | | 330,803 |

| | | 前事業年度<br>（平成25年12月31日現在） | | 当事業年度<br>（平成26年12月31日現在） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額（千円） | | 金額（千円） | |
| （負債の部） | | | | | |
| Ⅰ　流動負債 | | | | | |
| 1　未払金 | | | 43,969 | | 62,635 |
| 2　未払費用 | | | 7,895 | | 1,615 |
| 3　預り金 | | | 268,665 | | 27,877 |
| 4　未払法人税等 | | | 290 | | 290 |
| 流動負債合計 | | | 320,820 | | 92,418 |
| 負債合計 | | | 320,820 | | 92,418 |
| （純資産の部） | | | | | |
| Ⅰ　株主資本 | | | | | |
| 1　資本金 | | | 100,000 | | 100,000 |
| 2　資本剰余金 | | | 34,067 | | 34,067 |
| （1）資本準備金 | | 25,000 | | 25,000 | |
| （2）その他資本剰余金 | | 9,067 | | 9,067 | |
| 3　利益剰余金 | | | 299,636 | | 104,320 |
| （1）利益準備金 | | 127 | | 127 | |
| （2）その他利益剰余金 | | 299,508 | | 104,192 | |
| 繰越利益剰余金 | | 299,508 | | 104,192 | |
| 株主資本合計 | | | 433,703 | | 238,387 |
| Ⅱ　評価・換算差額等 | | | | | |
| 1　その他有価証券評価差額金 | | ― | | △2 | |
| 評価・換算差額等合計 | | | ― | | △2 |
| 純資産合計 | | | 433,703 | | 238,384 |
| 負債・純資産合計 | | | 754,523 | | 330,803 |

（２）【損益計算書】

| | | 前事業年度<br>（自　平成25年１月１日<br>至　平成25年12月31日） | | 当事業年度<br>（自　平成26年１月１日<br>至　平成26年12月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額（千円） | | 金額（千円） | |
| Ⅰ　営業収益 | | | | | |
| 1　運用受託報酬 | | | 55,465 | | 348,353 |
| 2　投資助言報酬 | 注１ | | 1,857,586 | | 17,374 |
| 3　委託者報酬 | | | ― | | 4,232 |
| 営業収益合計 | | | 1,913,051 | | 369,959 |
| Ⅱ　営業費用 | | | | | |
| 1　支払手数料 | | | 1,216 | | 3,557 |
| 2　広告宣伝費 | | | 0 | | 445 |
| 3　公告費 | | | 80 | | 56 |
| 4　調査費 | | | 15,914 | | 16,259 |
| （1）調査費 | | 14,892 | | 15,941 | |
| （2）図書費 | | 1,021 | | 317 | |
| 5　営業雑経費 | | | 10,841 | | 7,144 |
| （1）通信費 | | 1,564 | | 957 | |
| （2）協会費 | | 6,474 | | 3,622 | |
| （3）諸会費 | | 390 | | 830 | |
| （4）諸経費 | | 2,412 | | 1,735 | |
| 営業費用合計 | | | 28,053 | | 27,463 |
| Ⅲ　一般管理費 | | | | | |
| 1　給料 | | | 1,495,974 | | 643,241 |
| （1）役員報酬 | | 90,984 | | 99,873 | |
| （2）給料・手当 | | 282,958 | | 179,136 | |
| （3）役員賞与 | | 12,900 | | 149,333 | |
| （4）従業員賞与 | | 1,047,731 | | 166,258 | |
| （5）退職金 | | ― | | 1,875 | |
| （6）法定福利費 | | 44,545 | | 33,294 | |
| （7）福利厚生費 | | 16,853 | | 13,470 | |
| 2　交際費 | | | 2,571 | | 2,985 |
| 3　寄付金 | | | 6,000 | | ― |
| 4　旅費交通費 | | | 26,240 | | 17,094 |
| 5　租税公課 | | | 90 | | 331 |
| 6　不動産賃借料 | | | 24,788 | | 27,319 |
| 7　固定資産減価償却費 | | | 517 | | 4,383 |
| 8　業務委託費 | | | 35,082 | | 50,075 |
| 9　諸経費 | | | 4,061 | | 3,815 |
| 一般管理費合計 | | | 1,595,327 | | 749,247 |
| 営業利益及び営業損失 | | | 289,670 | | △406,751 |

| | | 前事業年度<br>（自　平成25年１月１日<br>至　平成25年12月31日） | | 当事業年度<br>（自　平成26年１月１日<br>至　平成26年12月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額（千円） | | 金額（千円） | |
| Ⅳ　営業外収益 | | | | | |
| １　受取配当金 | 注２ | | ― | | 462,718 |
| ２　受取利息 | | | 31 | | 35 |
| ３　為替差益 | | | 220 | | ― |
| ４　雑収入 | | | 211 | | 16 |
| 営業外収益合計 | | | 463 | | 462,771 |
| Ⅴ　営業外費用 | | | | | |
| １　為替差損 | | | ― | | 1,031 |
| ２　雑損失 | | | 0 | | ― |
| 営業外費用合計 | | | 0 | | 1,031 |
| 経常利益 | | | 290,134 | | 54,988 |
| Ⅵ　特別利益 | | | | | |
| 特別利益合計 | | | ― | | ― |
| Ⅶ　特別損失 | | | | | |
| １　固定資産除却損 | | | 381 | | ― |
| 特別損失合計 | | | 381 | | ― |
| 税引前当期純利益 | | | 289,753 | | 54,988 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 287 | | 283 |
| 法人税等調整額 | | | ― | | ― |
| 当期純利益 | | | 289,465 | | 54,705 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

### 前事業年度
### （自平成25年１月１日　至平成25年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算　評価・換算差額等合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 25,000 | 9,067 | 34,067 | 127 | 156,777 | 156,905 | 290,972 | － | － | 290,972 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | － | － | |
| 当期純利益 | － | － | － | － | － | 289,465 | 289,465 | 289,465 | － | － | 289,465 |
| 剰余金の配当（△） | － | － | － | － | － | △146,734 | △146,734 | △146,734 | － | － | △146,734 |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | 142,731 | 142,731 | 142,731 | － | － | 142,731 |
| 当期末残高 | 100,000 | 25,000 | 9,067 | 34,067 | 127 | 299,508 | 299,636 | 433,703 | － | － | 433,703 |

### 当事業年度
### （自平成26年１月１日　至平成26年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | 純資産合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 25,000 | 9,067 | 34,067 | 127 | 299,508 | 299,636 | 433,703 | － | － | 433,703 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | － | － | － | － | － | 54,705 | 54,705 | 54,705 | － | － | 54,705 |
| 剰余金の配当（△） | － | － | － | － | － | △250,021 | △250,021 | △250,021 | － | － | △250,021 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － | － | △2 | △2 | △2 |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | △195,315 | △195,315 | △195,315 | △2 | △2 | △195,318 |
| 当期末残高 | 100,000 | 25,000 | 9,067 | 34,067 | 127 | 104,192 | 104,320 | 238,387 | △2 | △2 | 238,384 |

## 重要な会計方針

### １．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

（１）子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

### ２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（１）平成19年３月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

（２）平成19年４月１日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ８～15年 |
| 器具備品 | ４～８年 |

### ３．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。

### ４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### ５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

### （貸借対照表関係）

| 前事業年度<br>（平成25年12月31日現在） | 当事業年度<br>（平成26年12月31日現在） |
|---|---|
| １．有形固定資産の減価償却累計額<br>建物　192千円<br>器具備品　577千円<br><br>２．関係会社に対する資産および負債<br>未収運用受託報酬　53,619千円 | １．有形固定資産の減価償却累計額<br>建物　2,471千円<br>器具備品　2,681千円<br><br>２．関係会社に対する資産および負債<br>未収運用受託報酬　－千円 |

### （損益計算書関係）

| 前事業年度<br>（自　平成25年１月１日<br>至　平成25年12月31日） | 当事業年度<br>（自　平成26年１月１日<br>至　平成26年12月31日） |
|---|---|
| １．関係会社に対する売上高<br>投資助言報酬　1,857,586千円<br><br>２．各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次の通りであります。<br>受取配当金　－千円 | １．関係会社に対する売上高<br>投資助言報酬　－千円<br><br>２．各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次の通りであります。<br>受取配当金　462,718千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式<br>普通株式 | 23,086株 | － | － | 23,086株 |
| 合計 | 23,086株 | － | － | 23,086株 |

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 配当の原資 | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成25年３月１日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 26,687 | 利益剰余金 | 1,156 | 平成24年12月31日 | 平成25年３月4日 |
| 平成25年12月16日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 120,047 | 利益剰余金 | 5,200 | 平成25年12月16日 | 平成25年12月16日 |

（２）　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 配当の原資 | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年３月20日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 250,021 | 利益剰余金 | 10,830 | 平成25年12月31日 | 平成26年３月20日 |

当事業年度（自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式<br>普通株式 | 23,086株 | － | － | 23,086株 |
| 合計 | 23,086株 | － | － | 23,086株 |

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 配当の原資 | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年３月20日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 250,021 | 利益剰余金 | 10,830 | 平成25年12月31日 | 平成26年3月20日 |

（２）　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 配当の原資 | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年３月23日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 13,020 | 利益剰余金 | 564 | 平成26年12月31日 | 平成27年３月24日 |

（金融商品に関する注記）

前事業年度（平成25年12月31日現在）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等のほか、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益は、年金投資一任に係る未収投資顧問料、外国籍ファンドに係る未収運用報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収投資顧問料は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）現金・預金 | 601,450 | 601,450 | － |
| （２）未収運用受託報酬 | 73,723 | 73,723 | － |
| （３）関係会社未収金 | 700 | 700 | － |
| （４）未収消費税等 | 3,033 | 3,033 | － |
| （５）投資有価証券 | － | － | － |
| 資産計 | 678,906 | 678,906 | － |
| （６）未払金 | 43,969 | 43,969 | － |
| （７）未払費用 | 7,895 | 7,895 | － |
| （８）預り金 | 268,665 | 268,665 | － |
| （９）未払法人税等 | 290 | 290 | － |
| 負債計 | 320,820 | 320,820 | － |

注１：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（１）現金・預金、（２） 未収運用受託報酬、（３）関係会社未収金、（４）未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

（６）未払金、（７）未払費用、（８）預り金、（９）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注２：子会社株式（貸借対照表計上額：関係会社株式36,643千円）は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注３：金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| （１）現金・預金 | 601,450 | － | － | － |
| （２）未収運用受託報酬 | 73,723 | － | － | － |
| （３）関係会社未収金 | 700 | － | － | － |
| （４）未収消費税等 | 3,033 | － | － | － |
| （５）投資有価証券 | － | － | － | － |
| 合計 | 678,906 | － | － | － |

当事業年度（平成26年12月31日現在）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等のほか、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる未収収益は、年金投資一任に係る未収投資顧問料、外国籍ファンドに係る未収運用報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収投資顧問料は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）現金・預金 | 123,507 | 123,507 | － |
| （２）未収委託者報酬 | 1,877 | 1,877 | － |
| （３）未収運用受託報酬 | 94,149 | 94,149 | |
| （４）関係会社未収金 | 700 | 700 | － |
| （５）未収消費税等 | 2,286 | 2,286 | － |
| （６）投資有価証券 | 997 | 997 | － |
| 資産計 | 223,518 | 223,518 | － |
| （７）未払金 | 62,635 | 62,635 | － |
| （８）未払費用 | 1,615 | 1,615 | － |
| （９）預り金 | 27,877 | 27,877 | － |
| (10) 未払法人税等 | 290 | 290 | － |
| 負債計 | 92,418 | 92,418 | － |

注１：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（１）現金及び預金、（２） 未収委託者報酬、（３） 未収運用受託報酬、（４）関係会社未収金、（５）未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（６）投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

（７）未払金、（８）未払費用、（９）預り金、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注２：子会社株式（貸借対照表計上額：関係会社株式73,246千円）は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注３：金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| （１）現金・預金 | 123,507 | － | － | － |
| （２）未収委託者報酬 | 1,877 | － | － | － |
| （３）未収運用受託報酬 | 94,149 | | | |
| （４）関係会社未収金 | 700 | － | － | － |
| （５）未収消費税等 | 2,286 | － | － | － |
| （６）投資有価証券 | － | － | － | 997 |
| 合計 | 222,521 | － | － | 997 |

（有価証券関係）

前事業年度（平成25年12月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式36,643千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式73,246千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

| 区分 | 貸借対照表計上額（千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | ― | ― | ― |
| 小計 | ― | ― | ― |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託 | 997 | 1,000 | △2 |
| 小計 | 997 | 1,000 | △2 |
| 合計 | 997 | 1,000 | △2 |

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産　（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（平成25年12月31日） | 当事業年度<br>（平成26年12月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払従業員賞与 | ― | 19,036 |
| 資産除去債務 | 354 | 665 |
| その他有価証券評価差額金 | ― | 1 |
| 繰越欠損金 | 13,866 | 78,319 |
| 繰延税金資産小計 | 14,220 | 98,022 |
| 評価性引当額 | △14,220 | △98,022 |
| 繰延税金資産合計 | ― | ― |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度<br>（平成25年12月31日） | 当事業年度<br>（平成26年12月31日） |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 38.4% | 38.4% |
| | | |
| （調整） | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.7% | 104.3% |
| 寄附金の損金不算入額 | 0.1% | - |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | - | △307.0% |
| 住民税均等割 | 0.1% | 0.5% |
| 評価性引当金の増減額 | △40.2% | 164.3% |
| その他 | 0.0% | 0.0% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 0.1% | 0.5% |

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.4%から36.0%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額及び当事業年度の法人税等調整額に影響はありません。

（セグメント情報等）

前事業年度（自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①　営業収益

（単位：千円）

| 日本 | ケイマン | シンガポール | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 51,116 | 1,421,580 | 440,167 | 187 | 1,913,051 |

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---|---|---|
| GCI Investment Management Singapore Pte. Ltd. | 440,167 | 投資運用業 |

当事業年度（自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①　営業収益

（単位：千円）

| 日本 | ケイマン | シンガポール | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 71,575 | 281,084 | － | 17,299 | 369,959 |

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

前事業年度（自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日）

１．関連当事者との取引

（１）　親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（２）　子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | GCI Investment Management Singapore Pte. Ltd. | Singapore | 550（千シンガポールドル） | 投資運用業 | （所有）直接100% | 海外籍ファンドの運用・管理業 | 運用報酬等の受取（*１） | 440,167 | 未収運用受託報酬 | 53,619 |
| | | | | | | | 人件費の立替（*２） | 4,200 | 関係会社未収金 | 700 |

（３）　兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 株式会社ＧＣＩキャピタル | 東京都千代田区 | 10,000（千円） | 投資サービス業 | － | 役員の兼任 | ITに関する業務の委託（*３） | 3,600 | － | － |
| | | | | | | | 家賃等の支払（*４） | 24,788 | 前払費用 | 2,292 |
| | | | | | | | 人件費の立替（*５） | 2,820 | － | － |

（４）　役員及び個人主要株主等

該当はありません。

（注）１　上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２　取引条件及び取引条件の決定方針等

（*１）　市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（*２）　人件費の立替については、業務内容を考慮し、子会社との協議のうえ決定しております。

（*３）　ITに関する業務の委託については、市場価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

（*４）　家賃等の支払については、市場の実勢価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

（*５）　人件費の立替については、業務内容を考慮し、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ストレイツ株式会社（非上場）

当事業年度（自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日）

１．関連当事者との取引

（１）　親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（２）　子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | Caygan Capital Pte. Ltd.（*７） | Singapore | 1,250（千シンガポールドル） | 投資運用業 | （所有）直接 80% | 役員の兼任 | 人件費の立替（*１） | 4,200 | 関係会社未収金 | 700 |
| | | | | | | | 弁護士費用等の立替（*２） | 604 | 立替金 | 658 |
| | | | | | | | 増資の引受（*３） | 36,603 | － | － |

（３）　兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 株式会社ＧＣＩキャピタル | 東京都千代田区 | 10,000（千円） | 投資サービス業 | － | 役員の兼任 | ITに関する業務の委託（*４） | 3,600 | － | － |
| | | | | | | | 家賃等の支払（*５） | 27,319 | 前払費用 | 2,357 |
| | | | | | | | 人件費の立替（*６） | 2,825 | － | － |

（４）　役員及び個人主要株主等

該当はありません。

（注）１　上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２　取引条件及び取引条件の決定方針等

（*１）　人件費の立替については、業務内容を考慮し、子会社との協議のうえ決定しております。

（*２）　弁護士費用等の立替については、発生費用の公平な分担を考慮して子会社との協議のうえ決定しております。

（*３）　子会社の行った第三者割り当てを、１株あたり81円34銭で引き受けたものであります。

（*４）　ITに関する業務の委託については、市場価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

（*５）　家賃等の支払については、市場の実勢価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

（*６）　人件費の立替については、業務内容を考慮し、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

（*７）　GCI Investment Management Singapore Pte. Ltd.は Caygan Capital Pte. Ltd.に社名変更しております。

**２．親会社又は重要な関連会社に関する注記**

**親会社情報**

**ストレイツ株式会社（非上場）**

（１株当たり情報）

| 前事業年度<br>（自　平成25年１月１日<br>至　平成25年12月31日） | | 当事業年度<br>（自　平成26年１月１日<br>至　平成26年12月31日） | |
|---|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 18,786円42銭 | １株当たり純資産額 | 10,325円93銭 |
| １株当たり当期純利益 | 12,538円57銭 | １株当たり当期純利益 | 2,369円63銭 |
| １株当たり純資産額の算定上の基礎 | | １株当たり純資産額の算定上の基礎 | |
| 貸借対照表の純資産の部の合計額 | 433,703千円 | 貸借対照表の純資産の部の合計額 | 238,384千円 |
| 普通株式以外に帰属する純資産合計額 | | 普通株式以外に帰属する純資産合計額 | |
| 該当事項はありません。 | | 該当事項はありません。 | |
| 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 | 433,703千円 | 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 | 238,384千円 |
| 普通株式の当事業年度末株式数 | 23,086株 | 普通株式の当事業年度末株式数 | 23,086株 |
| １株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | １株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 289,465千円 | 損益計算書上の当期純利益 | 54,705千円 |
| 普通株式以外に帰属する純利益 | | 普通株式以外に帰属する純利益 | |
| 該当事項はありません。 | | 該当事項はありません。 | |
| 普通株式に係る当期純利益 | 289,465千円 | 普通株式に係る当期純利益 | 54,705千円 |
| 普通株式の当期中平均株式数 | 23,086株 | 普通株式の当期中平均株式数 | 23,086株 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

（１）定款の変更、営業譲渡または営業譲受、出資の状況その他の重要な事項

・定款の変更（平成27年６月22日）
公告の方法について変更を行いました。

（２）訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書提出日前１年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①　名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

②　資本金の額：324,279百万円（平成26年９月末現在）

③　事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

| ①名称 | ②資本金の額<br>（平成27年7月１日現在） | ③事業の内容 |
|---|---|---|
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
＜再信託受託者の概要＞

| | | |
|---|---|---|
| 名称 | ： | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
| 資本金の額 | ： | 10,000百万円（平成27年６月24日現在） |
| 事業の内容 | ： | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

（２）販売会社
当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。

（２）販売会社
該当事項はありません。

**第３【その他】**

**（１）目論見書の表紙に、ロゴ・マーク、図案を使用し、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。**

**（２）目論見書の表紙から本文の前までに、以下の内容を記載することがあります。**
**①　委託会社および受託会社の情報**
**②　使用開始日**
**③　「ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。」との趣旨を示す記載**
**④　当ファンドに関する詳細な情報の入手方法として、委託会社のホームページアドレス、請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨**
**⑤　届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容**
**・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法**
**・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日**
**⑥　当ファンドの商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する旨**
**⑦　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨**

**（３）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。**

**（４）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。**

**（５）投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。**

# 独立監査人の監査報告書

平成２７年　６月２６日

株式会社ＧＣＩアセット・マネジメント
　取締役会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　伊藤志保　　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　伊藤雅人　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社ＧＣＩアセット・マネジメントの平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの第１６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＧＣＩアセット・マネジメントの平成２６年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）
1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。